

News Letter

よしかわ税理士事務所

2024年4月号

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子

TEL : 075-366-5944

E-mail : mail@yoshikawa-zei.com

【今月の一言】

「英語を話せますか？」と聞かれたら何と答えますか？
よく外国人観光客から道を聞かれます。正直、私の英語は超カタコト！（笑）「ゴーストレイト、アンドライトサイド～」身振りの大きさがもどかしさを物語っています（笑）
学生の頃は英語が一番好きな科目で、英会話も何度か通ったことがあるのですが、日本人は英語を習得するのがなんとも苦手ですね。いまや、英語は「苦手」の意識が根付いてしまいました。海外では英語を話せないのは日本人だけなのでは？と思うほど母国語でない方々も英語を自由に操りますよね。英語を話せないのはなんとも恥ずかしい。とは言え、今はこんなに外国人が多いし、無料のユーチューブやポッドキャストで学習のツールはそろっています。意思さえあればなんでもできる！Z世代をうらやましく思いつつ、自分のことは棚にあげている私です（笑）

所得税の定額減税が始まります！

事務所通信1月号の「令和6年度税制改正大綱」のご紹介でも取り上げました「所得税・住民税の定額減税」がいよいよ実施されます。給与の支払いがある法人、個人事業主様については、**令和6年6月1日以後、最初に支払う給与等についての源泉徴収事務から対応が必要となります。**税務署からも個別にパンフレットが送られてきていると思いますが、改めて押さえておきたいポイントを確認しておきましょう。

【定額減税の対象者は誰か】

- ➡ 令和6年分の所得税の納税者かつ居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の人です。
（*注意!）「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引続いて1年以上居所を有する個人をいいます。非居住者は定額減税の対象外です。

【減税額はいくらか】

- ➡ ・本人3万円 ・居住者である同一生計配偶者又は扶養親族1人につき3万円
上記の合計額となります。
（*注意!）ただし、令和6年分の所得税額が減税額の上限となります。

【同一生計配偶者とは誰か】

- ➡ 本人と生計を一にする配偶者（事業専従者は除く）で、合計所得金額が48万円以下の人です。
（*注意!）「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載されている「源泉控除対象配

偶者」であっても、合計所得金額の見積額が48万円超や非居住者の人は対象外となります。また一方で、源泉控除対象とはならない配偶者であっても、合計所得金額の見積額が48万円以下の居住者である配偶者は定額減税額の計算人数の対象となります。

【 扶養親族とは誰か 】

➡ 本人と生計を一にする配偶者以外の親族等（事業専従者は除く）で、合計所得金額が48万円以下の人です。

（*注意！）16歳未満の扶養親族も定額減税額の計算人数に含まれます。

【 給与所得者でない者はどうなるのか 】

➡ ・公的年金等の受給者は、公的年金等の源泉徴収税額から定額減税を受けることとなります。

・事業所得者や不動産所得者は、令和6年分の予定納税額から定額減税を受けることとなります。

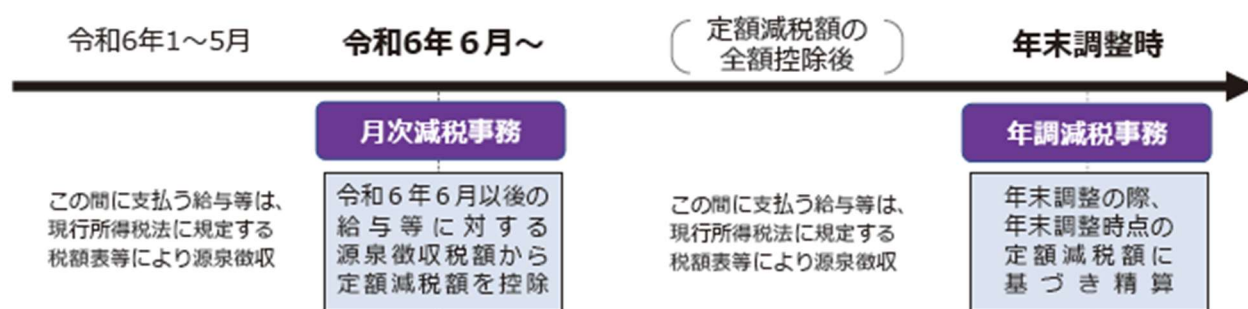
・退職所得者については、退職所得の源泉徴収の際には定額減税は実施されません。確定申告することで定額減税を受けることができます。

（*注意！）給与所得者でありかつ公的年金等の受給者でもある様な場合で、いずれの所得からも重複して定額減税を受けている場合は、確定申告にて最終的な精算を行うこととなります。

【 給与支払事務はどう変わるのか～スケジュールイメージ～ 】

➡ ・令和6年6月1日以後に支払う毎月の減税事務と年末調整時の減税事務が発生します。

（イメージ図/出典：国税庁パンフレットより）



【 給与支払事務はどう変わるのか～毎月の給与支払時～ 】

➡ ・毎月の減税事務として、令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与も含まれます。）に対する源泉徴収税額からその時点での定額減税額を控除していくこととなります。

・そのため、控除対象者や定額減税額、控除しきれなかった残額を把握する必要あり、そのための書類として新しく「源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼年末調整に係る定額減税のための申告書」と「各人別控除事績簿」の新様式が追加されました。

・従業員に渡す給与明細書には、「定額減税額」を表記する必要があります。

・納付書の「税額」欄には、減税の後の金額を記載します。（分ける必要なし）

「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」は、年末調整時に提示された「扶養控除等異動申告書」で定額減税対象者が把握できない場合等に提出を受けます。具体的には、本人の合計所得金額見積額が900万円超で源泉控除対象とならない配偶者が今回の定額減税の対象にはなるケースです。同じく源泉控除対象とならない16歳未満の扶養親族も今回の定額減税の対象になります。確認のため、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を全従業員から提出を受けることも認められています。

【 給与支払時の月次減税の対象となるのは誰か 】

➡ ・上記、毎月の減税事務の対象となる給与所得者は、令和6年6月1日現在勤務している人で甲欄が適用される居住者の人となります。

・従って、乙丙欄適用の人や非居住者の人、令和6年6月2日以降に勤務することとなった人、令和6年5月31日以前に退職した人などは対象外となります。この人達は、年末調整時や確定申告、他勤務先にて定額減税を受けることとなります。

【 給与支払事務はどう変わるのか～年末調整時～ 】

➡ ・年末調整の際には、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の源泉徴収税額との精算を行うこととなります。

・具体的には、年末調整時に提出される「扶養控除等申告書」や「配偶者控除等申告書」、「年末調整に係る定額減税のための申告書」から、定額減税額の計算人数を確定させ、定額減税額を計算、精算することとなります。

・また、年末調整時に提出される「基礎控除申告書」により、本人の合計所得金額の見積額が1,805万円を越える場合は、そもそも定額減税の対象者とならなくなるため、定額減税ゼロとして年末調整を行うこととなります（結果、徴収不足となります）。

・源泉徴収票には、「摘要」欄に年末調整の結果、実際に控除した定額減税額と控除しきれなかった金額を記載する必要があります。（例、「源泉徴収時所得税減税控除済額30,000円、控除外額0円」）

・源泉徴収票の「摘要」欄については、さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を定額減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載する必要があります。

・年末調整を行っていない人の源泉徴収票については、各上記の摘要欄への記載は必要ありません。

【 給与支払い事務の分かりやすい説明動画はないか 】

➡ 国税庁が定額減税に係る源泉徴収事務の動画サイトを公開していますので、ご参考にしてください。

（国税庁の動画案内サイトのリンク）

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/douga.htm>

【 住民税の定額減税はどうなるのか 】

➡ 住民税については、3万円/人が1万円/人の計算となります。各地方自治体にて計算の上、減税後の特別徴収税額決定通知書（特別徴収の場合）や納税通知書（普通徴収の場合）が送付されてきます。給与支払い事務については、6月からの特別徴収税額に注意が必要です。

以上、押さえておきたいポイントについてご紹介させていただきました。急な給与事務の対応を迫られ大変ですが、できる限りスムーズに対応していきたいものですね。お困りの際は、定額減税お問い合わせ窓口「0570-02-4562」（受付時間：9時から17時、土日祝除く）か弊社事務所までご相談ください。